

山梨県公報

第二千六百五十五号

平成二十八年

十二月一日

木曜日

目次

告示

○道路の区域変更(二件)……………九〇七

○一定の一団の土地の区域内に存することとなる各建築物の位置及び構造……………九〇七

○が安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定……………九〇七

○建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………九〇八

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………九〇八

○平成二十八年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の……………九〇八

○富士川水系笛吹川下流圏域河川整備計画の変更……………九〇九

○開発行為に関する工事の完了について……………九〇九

告示

山梨県告示第三百七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十八年十二月二十二日まで一般の縦覧に供する。
平成二十八年十二月一日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
山梨市三富川浦字見畑三六三番二地先から山梨市三富川浦字見畑四四〇番地先まで	旧	一七・八	四七・四	五二・三

新 一五・〇、二三・八

五二・三

山梨県告示第三百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十八年十二月二十二日まで一般の縦覧に供する。
平成二十八年十二月一日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 一軒茶屋荊沢線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南アルプス市古市場字宮東一八一番一地从りから南アルプス市古市場字宮東一八一番一地从りまで	新	九・〇、九・一	四六・一	四六・一

山梨県告示第三百七十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第八十六条第二項の規定により一定の一団の土地の区域内に存することとなる各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。
平成二十八年十二月一日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 認定番号 山梨県指令建住第三千五百十六号一
- 二 認定対象区域 韮崎市若宮一丁目五百三十六番二、五百五十番、五百五十一番六、五百五十一番十一、六百十二番五、六百二十八番一、六百二十九番、六百三十番、六百三十四番一、六百三十四番四、六百三十六番一、六百三十六番二、六百三十七番一、六百三十七番二、六百三十八番一、六百四十番、六百四十番二、六百四十一番一及び六百四十二番三
- 三 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所 山梨県県土整備部建築住宅課

山梨県告示第三百七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十二月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成二十八年十一月二十五日
- 二 指定道路の位置 南アルプス市上宮地字下河原二百五十二番四
- 三 指定道路の幅員 六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 四十六・〇メートル

山梨県告示第三百七十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十二月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成二十八年十一月二十五日
- 二 指定道路の位置 南アルプス市吉田字西原七百四十四番八、七百四十四番九、七百四十八番八、七百七十一番八及び七百七十一番九
- 三 指定道路の幅員 最大幅員六・〇メートル 最小幅員六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 五十八・六三メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十二月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年十一月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

びにその定款に記載された目的
1 名称 特定非営利活動法人わたげの会
2 代表者の氏名 栗原昭雄

- 3 主たる事務所の所在地 山梨県韮崎市龍岡町若尾新田八百四十九番地一
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、障害者や高齢者（以下「障害者等」という。）に対して、その自立や地域移行の支援に関する事業を行い、もって障害者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十八年十一月二十五日から平成二十九年一月二十四日まで

● 平成二十八年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成二十八年十二月一日

山梨県知事 後 藤 齋

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、五四六・八三ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七三・八〇ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一四一・〇九ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇八・一一ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鵜沢地区水源かん養保安林	一、七五八・七〇ヘクタール
鵜沢地区土砂流出防備保安林	一五一・八八ヘクタール
鵜沢地区干害防備保安林	七・一二ヘクタール
鵜沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一、〇三三・七八ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	五五五・〇八ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	六九二・四五ヘクタール
多摩川上流土砂流出防備保安林	一六・〇六ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、一四八・七〇ヘクタール

相模川中流土砂流出防備保安林
相模川上流水源かん養保安林
相模川上流土砂流出防備保安林

一六二・六三ヘクタール
一二七・八六ヘクタール
一七〇・一〇ヘクタール

● 富士川水系笛吹川下流圏域河川整備計画の変更

富士川水系笛吹川下流圏域河川整備計画を次のとおり変更したので、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第七項において準用する同条第六項の規定により公表する。

平成二十八年十二月一日

山梨県知事 後 藤 齋

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県県土整備部治水課、中北建設事務所（峡北支所は除く）、峡東建設事務所及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年十二月一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市御坂町金川原字大久保千百十の四、千百十五の二、千百十五の三、千百十五の五、千百十五の六、千百十五の九、千百十五の十、千百十五の二十三、千百十五の四十八、千百十五の五十、千百十五の五十一及び千百十五の五十二並びに同市一宮町国分字帰ル跨千五百五十八の七、千五百五十八の八、千五百五十八の九、千五百五十八の十、千五百五十八の二十七、千五百五十八の二十八、千五百五十八の二十九、千五百五十八の三十、千五百五十八の三十一、千五百五十八の三十二、千五百六十九の二、千五百六十九の三、千五百六十九の四、千五百七十、千五百七十の二、千五百七十一、千五百七十二、千五百七十三、千五百七十四の一、千五百七十四の二、千五百七十七の一、千五百七十八の一、千五百八十七、千五百九十七、千五百九十八及び千六百三の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 笛吹市御坂町金川原千百十番地四 株式会社立沢化成 代表取締役 立澤正彦

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番